

保 総 第 386号
平成30年8月29日

地方独立行政法人大牟田市立病院
理事長 野口 和典 様

大牟田市長 中 尾 昌 弘



地方独立行政法人大牟田市立病院平成29年度における業務実績に関する評価結果及び地方独立行政法人大牟田市立病院第2期中期目標の期間における業務実績に関する評価結果について（通知）

地方独立行政法人大牟田市立病院平成29年度における業務実績に関する評価結果及び地方独立行政法人大牟田市立病院第2期中期目標の期間における業務実績に関する評価結果について、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第28条第5項の規定に基づき、別紙のとおり通知します。



地方独立行政法人大牟田市立病院

平成29年度における業務実績に関する評価結果

平成30年8月
大牟田市

目次

年度評価の方法	1
第1 全体評価	1
1 評価結果	1
2 評価にあたり考慮した事項	2
第2 大項目評価	3
1 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとる措置	3
(1) 評価結果	3
(2) 判断理由	3
(3) 評価委員からの意見、指摘等 評価にあたり考慮した事項	5 5
2 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとる措置	6
(1) 評価結果	6
(2) 判断理由	6
(3) 評価委員からの意見、指摘等 評価にあたり考慮した事項	7 7
3 財務内容の改善に関する事項	8
(1) 評価結果	8
(2) 判断理由	8
(3) 評価委員からの意見、指摘等 評価にあたり考慮した事項	8 8
○ 地方独立行政法人大牟田市立病院評価委員会 委員名簿	9
○ 平成30年度地方独立行政法人大牟田市立病院評価委員会開催経過	9
○ 地方独立行政法人大牟田市立病院評価委員会 評価結果 用語解説	10
○ 地方独立行政法人大牟田市立病院評価委員会条例	13

年度評価の方法

地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）（以下「法」という。）第28条第1項では、「地方独立行政法人は、毎事業年度の終了後、設立団体の長の評価を受けなければならない」と規定されている。

また、地方独立行政法人大牟田市立病院評価委員会条例（平成21年条例第12号）第2条第2号において、地方独立行政法人大牟田市立病院評価委員会（以下「評価委員会」という。）の所掌事務として、「各事業年度における業務の実績に関する評価について意見を述べること」と規定している。

そのため、地方独立行政法人大牟田市立病院の平成29年度における業務の実績に関する評価を行うにあたっては、評価委員会の意見を聴くとともに、「地方独立行政法人大牟田市立病院に対する評価の基本方針」及び「地方独立行政法人大牟田市立病院の年度評価実施要領」に基づき、「項目別評価（小項目評価・大項目評価）」と「全体評価」を行った。

第1 全体評価

1 評価結果

平成29年度における業務の実績に関する全体評価については、以下の大項目評価の結果及び考慮すべき点に鑑み「中期目標・中期計画の達成に向けて計画通りに進んでいる。」とする。

<大項目評価の結果>

大項目	評価	
第1 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとる措置	A 84点	計画どおり進んでいる
第2 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとる措置	A 80点	計画どおり進んでいる
第3 財務内容の改善に関する事項	A 80点	計画どおり進んでいる

	S	A	B	C	D
評価結果	特筆すべき 進捗状況 (ポイント85点以上又は 市長が特に認める)	計画どおり 進んでいる (75点以上85点 未満)	概ね計画ど おり進んでいる (60点以上75点 未満)	やや遅れて いる (40点以上60 点未満)	重大な改善 事項がある (40点未満)

2 評価にあたり考慮した事項

第2期中期目標期間の最終年度となる平成29年度は、第2期中期計画の達成に向けて、医療機能の充実や経営基盤の強化に取り組み、質の高い医療の提供と患者サービスの向上に努めるとともに、施設・設備の大規模修繕にも着手した。

そのような中で、平成29年度の着目すべき成果として下記の点を挙げる。

- (1) がん診療面については、手術、放射線治療、化学療法を効果的に組み合わせた治療を行い、手術件数が前年度より増加したこと。
特に、産婦人科における初期子宮体がんに対する治療において、身体への負担が少ない腹腔鏡下手術の導入に取り組み、施設基準の届出を行い、保険適用となったことで、さらに質の高いがん診療を提供できるようになったこと。
- (2) 快適な医療環境の提供については、年々老朽化が進む中、病棟の浴室改修などを計画的に実施し、入院患者満足度調査では、前年度より点数が向上する結果となったこと。
- (3) 災害時の対応としては、7月の九州北部豪雨の際に、JMA T^{*1}を2チーム、災害支援ナース^{*2}を1人派遣し、被災地での救護活動に参加したこと。
- (4) 経営面については、実質医業収支比率^{*3}については対前年度マイナス1.3ポイント、経常収支比率^{*4}は対前年度マイナス1.8ポイントとなったものの、単年度収支は約3億9,100万円の黒字、経常収支比率は105.2%となったこと。
- (5) 地域医療連携の推進については、福岡県地域医療構想^{*5}の方向性を踏まえ、公的医療機関等2025プラン^{*6}を策定し、地域における中核病院としての役割を果たせるよう引き続き高度急性期^{*7}、急性期機能^{*8}を担っていくこととしたこと。
- (6) 地域包括ケアシステム^{*9}の構築を見据えた、医療従事者と介護従事者の合同カンファランス等への参加などの情報共有の推進を前年度以上に図ったこと。

以上のように、職員のたゆまぬ努力と日頃の経営の現状分析及びそれに即応した現場の実行力により、単年度収支の黒字を維持しつつ、さらに質の高い医療の提供などを実施したことは評価に値するものとする。

その結果、地方独立行政法人大牟田市立病院のすべての業務実績について、「中期目標・中期計画の達成に向けて計画通りに進んでいる」と判断した。

- 平成29年度事業実績の中で、今後の活躍を期待する点として以下の点を挙げる。
 1. 診療報酬の改定を踏まえながら、医療政策の方向性を注視するとともに、引き続き収益の確保や費用の節減に取り組むこと。
 2. 福岡県地域医療構想の方向性を踏まえて、地域の医療ニーズに応える診療体制を維持し、必要な医師数を確保するとともに、熊本市民病院から受け入れている研修職員の帰院を機に、地域の中核病院としての役割を担えるような最適な病床数の検討をすること。
 3. 新築移転後20年以上経過した病院施設・設備の老朽化に対応すべく、計画的な改修と財源確保に努めること。

第2 大項目評価

1 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとる措置

(1) 評価結果

A評価（ポイント75点以上85点未満：中期目標・中期計画の達成に向けて計画どおり進んでいる）

(2) 判断理由

下記のとおり、第1表により評価された小項目の委員評価に各項目の配点を乗じて、その合計を100点換算した点数が84点となり、第2表の評価方法により、「中期目標・中期計画の達成に向けて計画どおり進んでいる。」（A評価）とした。

項目名	基本配点	小項目名	配点	法人の自己評価	自己評価に対する評価委員会の意見	評価	配点×評価	
1. 良質で高度な医療の提供	10×2	① インフォームド・コンセントの徹底	6	4	妥当	4	24	
		② チーム医療の推進	8	4	妥当	4	32	
		③ 接遇の向上	6	4	妥当	4	24	
	(2) 安心安全な医療の提供	10	① 医療安全対策の充実	5	4	妥当	4	20
			② 院内感染対策の充実	5	4	妥当	4	20
	(3) 高度で専門的な医療の提供	10	① 高度で専門的な医療の充実	5	4	妥当	4	20
			② 臨床研究及び治験の推進	5	4	妥当	4	20
	(4) 快適な医療環境の提供	10		10	4	妥当	4	40
	(5) 法令遵守	10	① 関係法令・行動規範等の遵守	5	4	妥当	4	20
			② 診療情報等の適正管理	5	4	妥当	4	20
2. 診療機能を充実する取組	(1) がん診療の取組(重点)	10×2		20	5	妥当	5	100
	(2) 救急医療の取組(重点)	10×2		20	4	妥当	4	80
	(3) 母子医療の取組	10		10	4	妥当	4	40
	(4) 災害等への対応	10		10	5	妥当	5	50
3. 地域医療連携の推進と地域医療への貢献	(1) 地域医療の推進(重点)	10×2		20	4	妥当	4	80
	(2) 地域医療への貢献	10		10	4	妥当	4	40
合計	150		150	66	—	66	630	

※ポイントの算出

〔(配点×評価)の合計〕÷〔基本配点の合計×5(満点評価)〕×100

630÷(150×5)×100=84

＜第1表 自己評価及び小項目評価の基準＞

区分	進捗の度合い	判断基準
5	計画を大幅に上回る	計画を達成し、明らかにそれを上回るレベル
4	計画を順調に実施している	計画どおりに実施している
3	計画を下回るが、計画に近い	計画からは下回ったが、支障や問題とならないレベル
2	計画を下回る	計画からすれば、支障や問題があるレベル
1	計画を大幅に下回っている	計画からすれば、著しく乖離したレベル又は未着手

＜第2表 大項目の評価方法＞

大項目評価は、小項目評価の結果、各重点項目の達成状況及び特記事項の記載内容を考慮し、大項目ごとに中期目標・中期計画の達成に向けた業務の進捗状況について、次の5段階による評価を行う。

区分	進捗の度合い	判断基準
S	中期目標・中期計画の達成に向けて特筆すべき進捗状況にある	ポイント 85 点以上又は市長が特に認める
A	中期目標・中期計画の達成に向けて計画どおり進んでいる	ポイント 75 点以上 85 点未満
B	中期目標・中期計画の達成に向けておおむね計画どおり進んでいる	ポイント 60 点以上 75 点未満
C	中期目標・中期計画の達成のためにはやや遅れている	ポイント 40 点以上 60 点未満
D	中期目標・中期計画の達成のためには重大な改善事項がある	ポイント 40 点未満

(3) 評価委員からの意見、指摘等

- ・ 地域の中核病院として、災害に対する体制を今後も維持、強化してほしい。
- ・ がん診療の取組は、一部計画値に届かなかった項目があったとはいえ、新たな腹腔鏡下手術の導入など診療内容面で充実していると判断し、「5」の評価は妥当である。
- ・ 母子医療の取り組みは、小児新規入院患者数においては、計画値に届かなかったものの、少子高齢化が進む中、ハイリスク分娩^{※12}への対応に積極的に取り組まれていることを考えると限りなく「5」に近い「4」の評価ではないか。

【評価にあたり考慮した事項】

- ① 「がん診療の取組」については、手術、放射線治療、化学療法を効果的に組み合わせた治療を行い手術件数の増加につながった。
特に、産婦人科における初期子宮体がんに対する治療において、身体への負担が少ない腹腔鏡下手術^{※10}の導入に取り組み、施設基準の届出を行い、保険適用となったことで、さらに質の高いがん診療を提供する取組を行ったこと。
- ② 「災害への対応」については、九州北部豪雨に際して、JMATを2チーム、災害派遣ナースを1人派遣し、被災地での救護活動に参加したこと。
福岡県DMA T隊員養成研修^{※11}に3人の職員を派遣するなど、災害への対応増強に取り組んでいること。

2 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとる措置

(1) 評価結果

A評価（ポイント75点以上85点未満：中期目標・中期計画の達成に向けて計画どおり進んでいる）

(2) 判断理由

下記のとおり、小項目の委員評価に各項目の配点を乗じて、その合計を100点換算した点数が80点となり「中期目標・中期計画の達成に向けて計画どおり進んでいる」（A評価）とした。

項目名	基本配点	小項目名	配点	法人の自己評価	自己評価に対する評価委員会の意見	評価	配点×評価
1. 人材の確保と育成	10×2	① 医師、看護師の確保	10	4	妥当	4	40
		② 多種多様な専門職等の確保	10	4	妥当	4	40
	10	① 教育・研修制度の充実	3	4	妥当	4	12
		② 人材育成の充実	2	4	妥当	4	8
		③ 事務職員の専門性の向上	3	4	妥当	4	12
④ 教育・研修の場の提供	2	4	妥当	4	8		
2. 収益の確保と費用の節減	10	(1) 収益の確保	10	4	妥当	4	40
	10	(2) 費用の節減	10	4	妥当	4	40
3. 経営管理機能の充実	10	(1) 経営マネジメントの強化	10	4	妥当	4	40
	10	① 柔軟な人員配置及び適正な人事給与制度の維持	3	4	妥当	4	12
② 職場環境の整備		3	4	妥当	4	12	
③ 病院機能の充実		4	4	妥当	4	16	
合計	70		70	48	—	48	280

※ポイントの算出

$$\begin{aligned} & [(\text{配点} \times \text{評価}) \text{の合計}] \div [\text{基本配点の合計} \times 5 \text{ (満点評価)}] \times 100 \\ & 280 \div (70 \times 5) \times 100 = 80 \end{aligned}$$

(3) 評価委員からの意見、指摘等

- ・法人の自己評価は、概ね妥当である。

【評価にあたり考慮した事項】

- ①医師の確保については、久留米大学からの派遣において精神科医師が減員となり、非常勤医師による外来診療及び入院患者のコンサルテーション等^{※13}に対応する体制を採ることとなったものの、より高度で専門的な医療の提供と医療水準の向上のため、久留米大学から月平均54人の非常勤医師派遣を確保し、手術応援や臨床指導、専門外来等に従事する体制を採ったこと。
- ②病床利用率^{※14}、新規入院患者数は計画値に届かなかったものの、入院単価は計画値を上回り、延べ患者数も前年並みを確保したこと等により、医業収益全体では、前年度比約6,900万円の増収としたこと。
- ③診療材料購入単価の削減、一部機器の保守契約の包括化、システム保守内容の見直し及び後発医薬品^{※15}への切り替え品目増により経費の削減を図ったこと。

3 財務内容の改善に関する事項

(1) 評価結果

A評価（ポイント75点以上85点未満：中期目標・中期計画の達成に向けて計画どおり進んでいる）

(2) 判断理由

下記のとおり、小項目の委員評価に各項目の配点を乗じて、その合計を100点換算した点数が80点となり「中期目標・中期計画の達成に向けて計画どおり進んでいる」（A評価）とした。

項目名		基本配点	小項目名	配点	法人の自己評価	自己評価に対する評価委員会の意見	評価	配点×評価
1. 経営基盤の強化	(1) 健全経営の継続	10		10	4	妥当	4	40
合計		10		10	4	—	4	40

※ポイントの算出

$$\begin{aligned} & \left[(\text{配点} \times \text{評価}) \text{の合計} \right] \div \left[\text{基本配点の合計} \times 5 \text{ (満点評価)} \right] \times 100 \\ & 40 \div (10 \times 5) \times 100 = 80 \end{aligned}$$

(3) 評価委員からの意見、指摘等

- ・自治体病院の6割が赤字の状況である中、平成17年度以降12年連続して経常損益が黒字であることは称賛に値することであり、様々な取り組みの結果であろう。
- ・平成29年度単年度収支が約3億9,100万円の黒字で、12年連続の黒字となっており、経常収支比率105%台という成果を収めていることは、個人的には「5」の評価でもよいと思う。

【評価にあたり考慮した事項】

- ①経常収支比率・実質医業収支比率ともに、計画値には若干届かなかったものの、単年度収支は約3億9,100万円の黒字、経常収支比率は105%台にあること。
- ②平成17年より12年連続して経常損益^{※16}が黒字となり、平成29年度自治体立優良病院両協議会会長表彰^{※17}を受賞したこと。

○地方独立行政法人大牟田市立病院評価委員会 委員名簿

	氏 名	役 職 等
委 員 長	薬師寺 道 明	久留米大学 名誉学長
副委員長	池 上 恭 子	熊本学園大学 商学部教授
委 員	小 塩 美枝子	大牟田医師会看護専門学校 主事
	杉 健 三	大牟田医師会 会長
	蓮 尾 金 博	帝京大学 福岡医療技術学部長

○平成30年度地方独立行政法人大牟田市立病院評価委員会開催経過

日 程	審 議 議 題
<p>第1回 平成30年7月11日（水） 大牟田市役所 北別館4階 第1会議室</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 地方独立行政法人大牟田市立病院平成29年度財務諸表等の報告について 2 地方独立行政法人大牟田市立病院平成29事業年度に係る業務実績報告（法人自己評価を含む）について 3 地方独立行政法人大牟田市立病院第2期中期目標期間に係る業務実績報告（法人自己評価を含む）について
<p>第2回 平成30年7月25日（水） 大牟田市役所 北別館4階 第1会議室</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 地方独立行政法人大牟田市立病院平成29年度における業務実績に関する評価結果（案）について 2 地方独立行政法人大牟田市立病院第2期中期目標期間における業務実績に関する評価結果（案）について 3 中期目標の期間終了時における積立金を次期中期目標の期間の業務の財源へ充当することの承認に対する意見について 4 財務諸表の承認に対する意見について

《用語解説》

※1【JMAT】P. 2、P. 5

Japan Medical Association Teamの略。被災地に対して現地の医療体制が回復するまでの間、地域医療を支えることを目的とした日本医師会が派遣する災害医療チームのこと。一般的に医師1人、看護職員2人、事務職員1人でチームを構成して医療支援を行う。

※2【災害支援ナース】P. 2

都道府県の看護協会に登録し、看護職能団体の一員として被災地に派遣される看護職をいう。災害支援ナースは、被災地の医療施設や避難所で被災者が健康レベルを維持できるように適切な医療・看護を提供し、被災者の心身の負担を軽減する役割を担う。

※3【実質医業収支比率】P. 2、P. 8

実質医業収支比率は、病院の本業である医業活動から生じる医業費用に対する医業収益の割合を表す指標。医業費用（一般管理費を含む）が、医業収益によってどの程度まかなわれているかを示すものであり、医業活動における経営状況を判断するもの。

$$\text{実質医業収支比率（\%）} = \text{医業収益} \div (\text{医業費用} + \text{一般管理費}) \times 100$$

※4【経常収支比率】P. 2、P. 8

経常収支比率は、病院の収益性を示す指標。100%を超えると黒字を示す。

$$\text{経常収支比率（\%）}$$

$$= \text{経常収益（営業収益} + \text{営業外収益）} \div \text{経常費用（営業費用} + \text{営業外費用）} \times 100$$

※5【福岡県地域医療構想】P. 2

2025年度の医療需要と必要病床数を推計し、あるべき医療提供体制の姿を明らかにするとともに、その実現に必要な施策を示すもので、福岡県が平成29年3月に作成。

※6【公的医療機関等2025プラン】P. 2

総務省が平成27年3月に策定した「新公立病院改革ガイドライン」に基づき、①地域医療構想を踏まえた役割の明確化、②経営の効率化、③再編・ネットワーク化、④経営形態の見直しの4つの項目を検討し、平成29年度から32年度までの期間において、「新改革プラン」として策定したもの。

※7【高度急性期】P. 2

急性期の患者に対し、状態の早期安定化に向けて、診療密度が特に高い医療を提供する機能。

※8【急性期機能】P. 2

急性期の患者に対し、状態の早期安定化に向けて、医療を提供する機能。

※9【地域包括ケアシステム】P. 2

平成37年（2025年）を目処に、高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるように、地域の包括的な支援・サービス提供体制（地域包括ケアシステム）の構築を推進するもの。

※10【腹腔鏡下手術】P. 5

腹部の皮膚に小さな孔を開け、そこから腹腔鏡（内部を観察するために用いるカメラ等の器具）を差し込んで行う手術。

※11【福岡県DMAT隊員養成研修】P. 5

福岡県が実施する医療チームの養成研修。

DMATは、Disaster Medical Assistance Team の略。災害急性期に活動できる機動性を持ったトレーニングを受けた医療チームと定義されている。

医師、看護師、業務調整員（医師、看護師以外の医療職又は事務職員）で構成されており、専門的な訓練を受け、大規模災害や多傷病者が発生した事故などの現場に、急性期（概ね48時間以内）に活動できる機敏性を有する。

※12【ハイリスク分娩】P. 5

母児のいずれか、または両者に重大な予後不良が予想される妊娠をしている、妊産婦の分娩。

※13【コンサルテーション】P. 7

異なる専門性をもつ複数の者が、患者の状況について検討し、よりよい治療のあり方について話し合うプロセス（過程）をいう。

※14【病床利用率】P. 7

病床数に対して、入院患者の利用が、どれくらいの割合であったかを示すもので、病院の施設が有効に活用されているかどうかを判断する指標。

病床利用率（%）＝延入院患者数÷診療日数÷病床数×100

※延入院患者数＝延在院患者数（24時時点に入院している患者数の延数）＋退院患者数

※15【後発医薬品】P. 7

新薬の特許が切れた後に製造販売される、新薬と同一の有効成分を同一量含み、同一の効能・効果を持つ医薬品のこと。

※16【経常損益】P. 8

経常的な経営活動から生じる損益（収益－費用）、営業損益（営業利益または営業損失）に営業外収益を加えて得た額から、営業外費用を減じて得た額。

※ 17 【自治体立優良病院両協議会会長表彰】 P. 8

全国自治体病院開設者協議会及び公益社団法人全国自治体病院協議会の両協議会があり、全国の自治体病院の経営健全化への改善努力の成果や、地域医療の確保への多大な貢献や取り組みを表彰することにより、自治体病院の模範として称え、健全経営の促進と地域医療の発展に役立てることを目的に昭和61年に創設されたもの。

○地方独立行政法人大牟田市立病院評価委員会条例

平成21年10月1日条例第12号

地方独立行政法人大牟田市立病院評価委員会条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）第11条第2項第6号及び第4項の規定に基づき、地方独立行政法人大牟田市立病院評価委員会（以下「委員会」という。）の担当事務、組織、委員その他委員会に関し必要な事項を定めるものとする。

(担当事務)

第2条 法第11条第2項第6号の規定により委員会が担任する事務は、次に掲げる事項について、市長に意見を述べることとする。

- (1) 法第26条第1項の規定に基づく中期計画の認可に関すること。
- (2) 法第28条第1項各号に定める当該事業年度における業務の実績に関する評価並びに同項第3号に定める中期目標の期間における業務の実績に関する評価に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員5人以内で組織する。

(委員)

第4条 委員は、医療又は経営に関し優れた識見又は学識経験を有する者のうちから市長が任命する。

- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第7条 委員会は、必要があると認めるときは、関係者に出席を求めて意見を述べさせ、若しくは説明をさせ、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、保健福祉部において処理する。

(補則)

第9条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

付 則

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 この条例の施行の日の前日において、地方独立行政法人大牟田市立病院評価委員会の委員である者の任期は、改正前の地方独立行政法人大牟田市立病院評価委員会条例第3条第2項の規定にかかわらず、同日までとする。